

# 岡山市低所得世帯向け 認可外保育施設利用料給付のご案内

経済的な負担を軽くし、お子様を保育園に預けやすい環境を整え、保護者の就労などを応援するため、認可外保育施設等の利用料の一部を給付します。**【岡山市独自給付】** 年度単位での事業のため、次年度以降内容の変更、中止する場合がございます。



## ●対象者

次の①～④の要件に、すべて該当する方が対象です。

■ ①	以下の認可外保育施設等を、 <u>月単位で継続的に利用</u> している。 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業 <input type="checkbox"/> 岡山市特認登録保育施設 <input type="checkbox"/> 私立幼稚園預かり保育等	
■ ②	<u>0～2歳児クラス</u> に在籍している。	
■ ③	市町村民税所得割の額が57,700円※1未満の世帯である。 (ひとり親世帯等の場合は77,101円※1未満) 又は 家計急変に伴う所得の減少により、低所得世帯(年収360万円未満世帯)に準じる所得となった世帯である。	市町村民税非課税世帯は、本給付の対象外(幼児教育・保育無償化制度の対象のため)
■ ④	認可保育園、認定こども園等の保育利用を申し込んでいるが、 <u>利用調整の結果、未入園の状態が続いている</u> 。	内定を辞退した場合は、本給付の対象外

※1 政令指定都市は市県民税所得割の標準税率が変更(市民税:6%→8%、県民税:4%→2%)されているため、算定においては従来  
の6%で算出した額を用います。(名古屋市のみ5.7%)

(注)「育休復帰予定・採用予定(起業予定・就学予定)・求職中」を理由とした給付認定は令和7年4月認定分から3か月が上限になります。ただし、求職中の方が採用予定になった場合など再認定出来る場合もありますので、ご不明な場合は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

## ●対象となる利用料

認可外保育施設等の利用料

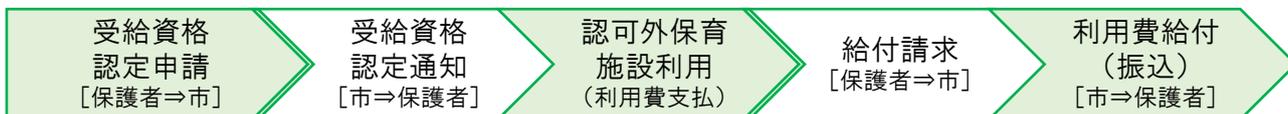
※ 対象となる利用料には、給食費、通園費、行事費、その他実費(日用品代、制服代等)は、含まれません。

## ●給付額

以下の計算式により算出した額と、月額上限とを比較して、低いほうの額を給付します。

(ア) 認可外保育施設等に 支払った利用料 (月額)	—	(イ) 認可保育園等を利用した場合に 必要となる利用者負担額 (月額)	=	(ア)－(イ) <b>給付額</b> [月額上限: 21,000円]
-------------------------------------	---	--	---	--

## ●手続きの流れ



お問い合わせ先	岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課 電話 (086)－803－1432
---------	---